

# 大正期における「医務室」設置とその機能に関する一考察

竹下 智美\*

(2025年3月7日受理)

Enlargement and Functionality Changes of School Hygienic Facilities in the Taisho Era

Tomomi TAKESHITA\*

キーワード: 医務室, 学校診療所, 保健室, 学校保健活動

本研究では、これら学校衛生施設・設備が機能的拡大した1920年代から1930年代に焦点を当て、学校衛生施設の設置経緯やその実態の一端を明らかにすることを目的とした。

大正期、身体検査規定の改正及び学校医職務規定の改定により、身体検査で発見された疾病異常者の事後措置として学校診療のあり方についての議論がなされた。他方、教育界では子どもをトータルかつ科学的に捉え教育問題の解決を目指す動きの下、子供の身体を捉える方法としての学校衛生に目が向けられた。なかでも、「病室」、「検査室」、「静養室」、「トラコーマ治療室」といったこれまでの学校衛生施設は、教育と医学、教員と学校医の相互理解と緊密な連携のための空間として、また学校診療の機能を含みつつ「医務室」「衛生室」へと集約された。

## はじめに

今日の日本における学校衛生施設は、大正期の学校診療や学校看護婦制度の海外からの導入により、それ以前の学校衛生施設・設備（「病室」、「検査室」、「静養室」、「トラコーマ治療室」等）の統合・整備を通じて整えられてきた。

明治初期、主に官立師範学校寄宿舎に併設され、生徒の疾病診断書の発行や感染症患者の隔離を目的とし設置された「病室」は、明治中期、身体検査の機能が付加され設置された<sup>1)</sup>。そして、明治後期には、全国的に流行したトラコーマ感染症の予防及び治療を行うため地方において、「トラコーマ治療室」の設置が急激に進み普及した。一方、同時期、都市部では、「静養室」、「休養室」といった「不時の傷病者の一時休養」や感染症以外の救急処置機能をもった学校衛生施設も出現した<sup>2)</sup>。これら「トラコーマ治療室」「静養室」や「休養室」では、海外の予防医学の積極的受容と相まって多様な衛生設備品の設置とともに学校衛生への近代医学の取り入れが進んだ。

さらに、大正末期から昭和初期にかけて、学校診療、学校衛生資料室、健康相談室などの機能が付

---

\*茨城大学教育学部

与された学校衛生施設は<sup>3)</sup>、機能的な拡大をしていった。

1941(昭和16)年、初の学校衛生施設に関する答申「学校衛生の設備準則に関する事項」では、「学校には学校に於ける衛生養護を適切にならしむるため衛生室を設けること」と規定されるものの「診療」の機能が示されることはなかった。「医務室」と「休養室」に分けて利用することが示されたこの設備準則では、「医務室」の機能は、「主として身体検査、健康相談、救急処置、予防処置、その他の衛生養護を行う処とす」とするのみであった<sup>4)</sup>。

このことから大正期から昭和初期の学校保健施設は、1941(昭和16)年の答申がなされるまでにある一定の機能の取舍選択がなされつつ形成されてきたと言える。

そこで本研究では、1941(大正16)年に「衛生室」として一本化される学校衛生施設・設備の形成過程を明らかにするために、その第一次的作業として、各地で学校衛生施設の設置が進められていく大正期の学校衛生施設を対象とし、当時の学校衛生関係者の議論をもとにその設置経緯や設置の実態の一端を明らかにすることを目的とする。

## 研究方法

対象時期を学校衛生施設が多機能化し始める1920年代から1930年代を対象とし、学校衛生施設の形成に影響を与えた学校医や学校衛生主事(学校衛生技師)、学校衛生行政官の学校衛生施設・設備に対する考えや議論を分析する。

### 学校衛生主事会議における学校衛生方針と学校衛生施設の制度的整備

#### (1) 教育界における学校衛生への期待と振興

明治末期から大正期にかけて、日本の就学率は90%を越え、未就学児や低能児の出現、中途退学児の社会治安維持問題等、学校現場は様々な問題を抱えるようになる<sup>5)</sup>。それまで精神論を中心に研究がなされていた教育界において身体論を取り入れた教育的病理学研究が台頭する。その代表誌である『児童研究』では、子どもをトータルかつ科学的に捉えるために医学、生理学、生物学の知識が必要とされ<sup>6)</sup>、教育界は学校衛生との協同を迫られるようになる。

一方、明治後期に廃止された学校衛生顧問会議(文部省学校衛生機関)は、大正5年の学校衛生調査会における文部省学校衛生官の設置を契機に、文部省の諮問機関「学校衛生主事会」として復活し<sup>7)</sup>、さらに、1921(大正10)年6月には、文部省に学校衛生課が設置される。

その第一回学校衛生主事会議において、文部大臣岡田良平は、学校衛生振興のための策を①「世間をして学校衛生のことを理解せしむること」②「能く各地の実際に鑑み徐々に行ふ注意をなすこと」③「諸君は能く学校衛生に付き、其の欠陥を補ふに努め十分なる努力」をせられんこと<sup>8)</sup>。そして、自治体と「地方の有志並び議員等の人々」との間での疎通に重点を置き、「民度に応じて漸次進んで行く」ことと述べている。

以上のことから、学校衛生事業がこれまでのトップダウンの政策とは異なり、その進め方は各自治体に任せ、文部省はその連絡調整役となったことを示すものであった<sup>9)</sup>。このことは、明治期の学校衛生課が理想に走りすぎ世間の理解が得られず廃止になったことへの反省であり<sup>10)</sup>、このあり方は、その後も踏襲された<sup>11)</sup>。

## (2) 教員と学校医の連携の施設としての「医務室」

1919（大正8）年、文部省学校衛生課の初代課長として任命された北豊吉は、学校衛生主事会議において、学校医の生徒に接する時間の限界や教員における衛生上の知識の低さを問題視し、両者について、「孰れも単独には到底効果を挙げることの出来ない立場にありますから、何をしても機関が互いに足らぬ所は補って効果挙げなければならぬ」とし、「学校教員と学校医の連絡方法如何」と諮問している。

それに対し学校衛生会の答申では、「学校教員ト学校医トノ密接ナル連絡ハ相互ノ理解接近ヲ以テ其ノ基礎トナサル可カラズ」とし、Ⅰ. 学校医に関する方面、Ⅱ. 教員に関する方面、Ⅲ. 連絡方法の3つの方針が示された<sup>12)</sup>。とりわけⅡ. 教員に関する方面の2項では「教員をして学校医指導の下に簡単なる治療の補助をなさしむること」とし、下記のⅢの連絡方法では7項「学校内には必ず学校医控室、治療室又は席等を設けること」とされた。ここから、「医務室」や「治療室」を学校医の登校日の執務場のみならず、学校医と教員が協同して子どもの治療を行い、連絡を取り合い連携しながら学校衛生活動を進めていく場として機能させようという意図が見て取れる。これら答申についての議論は本会議とは別に委員会が立ち上げられ検討がなされたようだが、管見の限り議事録等は見当たらず、その詳細まで知ることはできなかった。

### Ⅲ. 連絡方法

1. 学校医は屢々視察を行ひ特に登校日を定めおくこと
2. 教員の診断書はなるべき当該学校医に作成せしむること
3. 学校医は学校職員会に出席すること
4. 学校衛生に関する統計報告調査校舎の建築及施設等に関しては必ず学校医の意見を徴すること
5. 通信簿を持って生徒児童の衛生状況を通信する際には学校と校医と相互の連絡を謀ること
6. 学校と学校医との間に衛生通知簿を作製して相互の連絡を謀ること
7. 学校内には必ず学校医控室、治療室又は席等を設けること（棒線筆者）
8. 学校衛生に関する会合を屢々開催して学校衛生主事学校医は必ず出席して相互の研究理解を計ること

こうして制度的整備がなされつつある中、翌1920（大正9）年の学校衛生主事会議では、学校医の待遇について佐賀県学校衛生主事鮫島正によって以下のような不満が述べられる。

視察や身体測定時など一時訪問する校医に対しての椅子や机は設けられず他人扱いされている状況や訪問しても「机一つ、椅子一つ、呉るのではないし、何処へ行って仕事をして宜いか、視察簿が何処にあるかもわからない」「何ぼ視察に行けと言っても行く気になれぬし、いっても仕様がな

い。」  
答申後も学校医の活動の場の設置が進まず、学校医の出勤数の低下や視察簿の記入の怠慢などが起こっている<sup>13)</sup>現状に対して学校衛生主事会議では、学校医の視察が円滑に行われるように「机椅子ばかりでなく学校衛生に関する材料、薬品」の設備や「校医の部屋」を一つ設けることが提案された<sup>14)</sup>。このような中、各都道府県の学校衛生会でも、学校衛生設備に関する建議が盛んになされ、漸く自治体独自の学校衛生設備基準を設ける学校や自治体が現れ整備が進んだ。

1922（大正11）年、第一回全国連合学校衛生会では、「各師範学校課程に学校衛生の要領を加えその附属小学校に於いて学校衛生模範設備を実行せられん事を建議するの件」として学校衛生施設

に関する建議がなされ<sup>15)</sup>、また、同年の東京市助役通牒学発八三四号では、市立学校医療器械並医薬品標準が制定された<sup>16)</sup>。これを皮切りに1924（大正13）年の長崎県中学校衛生設備基準をはじめ、各県における学校衛生施設設備の制度化がなされた<sup>17)</sup>。特に、東京都では、関東大震災後1923（大正12）年の復興建築における衛生室の基準を六坪以下と定めはしたものの、新校舎（196校中117校）すべてに衛生室が設置された<sup>18)</sup>。さらに、全国学校衛生会や各県の学校医会において、医務室、治療室、衛生室の設置に対する建議（青森、山口、新潟、長崎、山梨等）がなされ、医務室や治療室等を設ける学校は年々増加した。しかしながら、各自自治体任せの設備基準における学校衛生施設はその名称もさることながらその設備品や機能は必ずしも統一化されることはなかった<sup>19)</sup>。

### （3）学校診療所の導入に向けて一学校における治療の意味一

学校衛生主事会議の要望を受け海外視察から戻った北は、1923（大正12）年、視察報告を行う<sup>20)</sup>。イギリスの充実した学校診療所を絶賛し日本の学校衛生のよい参考になると高く評価している。そして、「是まで私共は、学校衛生の範囲の中に、教授衛生、体育運動の振興につき努力したのでありますが、今後の問題は学校看護婦設置と此学校診療所の二つの開拓にあります<sup>21)</sup>」と述べている。

北は、それまで学校衛生の領域外とされていた学校診療所を取り入れる方針をなぜ選んだのであろうか。以下に示した彼の視察報告から、この方針の意図を検討していくこととする。

北は、「治療は学校医の事務範囲外だと決定されてあると記憶します。私自身のこの考えでありますけれども治療が学校衛生の領域外だと云うならば不賛成なのであります。そこで、学校医が其の職務として生徒児童の身体を監察し、その治療の必要ある者を選出したる以上、之を学校治療所に移しここで其全快を期す即ちその仕事の範囲は生徒児童の身体を監察し治療のある者を選出するは、校医の事務に属し、之を治療するは、学校診療所の事務に属するのであって何ら差支なきのみならず、学校衛生の有終の美を挙ぐる上に頗る緊要なりと信ずるのであります。」とし、さらに学校診療所は、「学校衛生上重要な機関であり、その設置が教育上多大な効果を収むるものである<sup>22)</sup>」と述べている。つまり学校における治療は、学校医の事務範囲外ではあるが、学校衛生の領域内ではあるとすることによって学校診療設備と治療行為を認められるべきものとしたのである。翻ってみれば、明治期の第一回万国学校衛生会議での議決を再解釈し、反対意見を封じたのである。こうして、学校衛生活動ではこれまで行われることのなかった身体検査後の「治療」を現実化したのである。

### （4）学校内診療所の設置と拡大

このような状況の下で、1924（大正13）年4月の学校衛生主事会議において「学校診療所設置に関する方案如何」といった学校診療所に関する諮問がなされた<sup>23)</sup>。「学校診療所設置に関する方案如何」に対する答申では、「学校衛生上特に注意すべき疾病異常者にして、等閑に附せらるるも少なからず、是等に対し診療を行う為に学校に診療所を設置するは、きわめて必要なることなり」とし、その方案として、学校診療所は、「都道府県市町村で設置されることを適当」とされた。ただし、財政や事情によっては、「公益団体や篤志としての事業」として行われることが認められ、その設置は、「独立機関としての設置を適当」としつつも、「既設の病院や医院、健康相談所等に併設」が許された。しかしながら後ほど述べるが、診療所の設置の実態はその9割が学校内に設置さ

れている。また、診療科目については、地方の状況により「単科目もしくは数科総合すること」とし、対象者は、「主として身体検査または、その他の場合において発見せられた児童にたいして且学校長若しくは学校医の指示をうけたるもの」とされた。

そして、1924（大正13）年に文部省は、「学校診療所普及に向けての学校診療所に関する予備調査」を行っているが、学校診療を行う診療室は、「校内に診療室を有するものは都市に於いては比較的多く認むるところなるも町村に於いてこのごとき施設あるものは蓋し希なり」と述べる一方で、「学校医の診療室を利用するものは都道府県を通じて相当普及せり」としている。このことから地方における診療室の供給が追いついていない様子が窺える。

実際、学校診療自体は全国で1410件の学校で実施がされており、学校内治療室の設置は585校に上っていた。しかしながら、治療室の設置がなく教室の一部や廊下、裁縫室等で行っていた学校が711件（校）も存在し、それ以外は、学校医宅（診療室）111件およびその他の場所で行われていた。都道府県別の治療室設置件数（表1）を見ていくと、財源の豊かな都市部である大阪、兵庫、広島、神奈川、東京というような地域に顕著に発達がみられる。また、経費の出所（表2）は、市町村区組合費で賄っているところが過半数を占めている。診療科目（表3）は、全般的に行うものより、当時流行していた寄生虫病やトラコーマの治療等一科目又は、数科目に限定した診療を行うものが多く、明治期から変わらず学校看護婦や教員によって点眼の補助が行われた<sup>24</sup>。さらに、診療者（4）については、「学校診療に従事する者は多く学校医なれども時にその他の事情等により歯科医師、其他学校の教員の手によりて、特に歯科、或いは寄生虫の駆除」が行われていた。同時期の1925（大正14年）年、聖路加国際病院院長R. B. トイスラーの協力を受け聖路加国際病院内にイギリス型の近代的医療設備が完備された学校外診療所が設けられたが<sup>25</sup>、この学校外診療所は経費の関係上、その普及に苦戦を強いられた。そのような中、これまで存在していた「治療室」や「医務室」を新たに学校内診療所として併用する学校が相次いだ。こうして学校内診療所が日本の学校における診療施設として根付きその診療実態と成果は学校衛生雑誌等で紹介され普及した。

表1 治療室設置件数

地域	件数
大阪	58
兵庫	47
広島	46
神奈川	42
東京	30
岐阜	29
三重	24
京都	23
石川	21
熊本	21
長崎	20
佐賀	20
岡山	19
山口	17
山梨	15
長野	15
福岡	14
千葉	12
静岡	12
群馬	9
滋賀	8
宮城	7
秋田	7
岩手	6
埼玉	6
山形	6
奈良	5
鳥取	5
5以下略	
合計	1410

表2 経費別件数

設置者	件数
市費	88
区費	27
市町村費	774
学校費	186
日本赤十字社費	2
患者負担	126
その他	207
合計	1410

表3 診療科目別件数

診療科目	件数
全般	226
内科	171
外科	189
眼科	255
歯科	161
寄生虫駆除	561
皮膚科	158
耳鼻科	107
その他	19
合計	1847

表4 診療者別件数

診療者	件数
医師	1002
教員	202
歯科医	56
学校看護婦	168
その他	16
合計	1444

## まとめ

大正期、復活した文部省学校衛生課の方針は、衛生思想の普及と各地の実態に応じた学校衛生事業の展開であった。その実態把握と方向性の議論の場として設置された学校衛生主事会議において設置の翌年 1924（大正 6）年、学校衛生施設・設備の議論がなされる。教員と学校医とが緊密に連絡し、相互理解を図るための連絡施設としての「学校医控エ室」、「治療室」、「席」を設けることが提案されたその施設・設備は、学校医の執務場、子どもの治療場、教員と学校医の連絡、連携の場としての機能が示された。一方、西洋の視察を終えた北は、それまでタブーとされていた学校診療についてイギリスの学校診療の効果を示し、教育的意味付けをしながら学校外で子どもの診療を行うことを提案し普及を図った。しかしながら、このイギリス型の学校外診療所は、大規模かつ費用的負担が大きくその普及は苦戦し、実際には、学校内診療所として地域や学校の実態に応じた規模や診療項目で全国各地に設置され普及していった。

## 注

- 1) 竹下智美. 2010. 「明治師範学校寄宿舎における学校衛生施設の意味—教育保健活動を支えた病室—」, 『日本教育保健学会年報』 17 号, 32-33.
- 2) 岡田良平・槇山栄次・佐々木吉三郎・金港堂編集部編. 1910 『全国附属小学校の新研究』, 1, 988, 1014 (金港堂).
- 3) 瀧澤利行編. 2015 『雑誌『養護』の時代と世界—学校の中で学校看護婦はどう生きたか—』 (大空社), 130.
- 4) 文部省監修. 1973. 『学校保健百年史』, 170 (第一法規).
- 5) 脇田良吉. 1910. 『小学校に於ける成績不良児教育法』 (保光社). および森岡常蔵. 1909 『教育学精義』 (同文館), および大瀬甚太郎. 1908 『新撰教育学』 (成美堂).
- 6) 前田昌子. 2009 『『児童研究』における発達思想の形成』 『鹿児島大学教育学部紀要』 . 60 卷, 173.
- 7) 前掲書 文部省 1973, 70.
- 8) 文部大臣官房学校衛生課. 1917 『第二回学校衛生主事会議録』. 国立国会図書館所蔵, 9.
- 9) 前掲書 文部省 1973, 8-10.
- 10) 同書, 51.
- 11) 文部大臣官房学校衛生課. 1921 『大正九年六月学校衛生主事会議録』. 国立国会図書館所蔵, 7-10.
- 12) 文部大臣官房学校衛生課. 1920 『大正八年六月学校衛生主事会議録』. 国立国会図書館所蔵, 24-25.
- 13) 前掲書 文部大臣官房学校衛生課. 1921, 51.

- 14) 同書, 51.
- 15) 帝国学校衛生会. 1922. 『学校衛生』第2巻付録.
- 16) 岡田道一. 1934 『学校衛生概論』, 389-391, (中和会事務所).
- 17) 帝国学校衛生会. 1922. 雑報, 『学校衛生』第2巻3号, 72.
- 18) 前掲書 文部大臣官房学校衛生課. 1917, 169.
- 19) 帝国学校衛生会. 1923. 『学校衛生』第4巻第4号. 71. および1923. 『学校衛生』第4巻第12号, 58. および1924 『学校衛生』第5巻第7号, 66 および 『学校衛生』第6巻1号, 77.
- 20) 北豊吉. 1924. 「欧米学校衛生について」 『学校衛生』第4巻2号, 1-2.
- 21) 同書, 9.
- 22) 同書, 9.
- 23) 文部大臣官房学校衛生課. 1926. 『自大正12年至大正15年学校衛生技師會議要録』. 国立国会図書館所蔵, 29-30.
- 24) 帝国学校衛生会. 1924. 『学校衛生』第5巻第7号, 66.
- 25) 杉浦守邦. 1985. 『養護教員の歴史』(東山書房), 56-60.